

## 自動車検査証の有効期間の伸長に伴う自動車重量税の納期限について

自動車重量税は、自動車検査証の交付等を受ける時までに、自動車重量税印紙を納付書に貼付するなどの方法で納付することになります。

今般、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期限が令和2年6月1日から6月30日までの自動車（※）について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間が伸長されました。

これにより、自動車検査証の交付等を受ける期日が後ろ倒しとなる場合には、自動車重量税の納期限についても後ろ倒しされます。

※ 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年6月1日に伸長されている下記のものを含みます。

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
2月28日	全国一律	令和2年2月28日～3月31日	令和2年4月30日 ※4月7日、4月16日付の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日は6月1日まで更に延長されています。
4月7日	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県	令和2年4月8日～5月31日	令和2年6月1日
4月16日	全国 (令和2年4月7日付の運輸支局長公示により対象となっている上記の7都府県を除く)	令和2年4月17日～5月31日	令和2年6月1日

○ 自動車検査証の有効期間の伸長については、国土交通省のホームページ(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/index.htm>)を参照してください。